

低髄液圧症候群の治療推進を求める意見書

交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力その他頭頸部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に低下する低髄液圧症候群のさまざまな症状に苦しんでいる患者は、全国から数多く報告されている。

これまでの医療現場においては、低髄液圧症候群の原因が特定できなかつたことから「怠け病」あるいは「精神的なもの」とされて周囲の理解が得られず、患者の肉体的、精神的苦痛を軽減することはおろか、むしろ苦痛を助長する現状であった。最近、この疾患に対する治療法としてプラッドパッチ療法が開発され、その治療効果が報告されている。

しかし、頭頸部を中心とした外傷といわゆる「むち打ち損傷」の因果関係を証明する報告は数多くあるものの、「むち打ち損傷」を原因とする低髄液圧症候群の治療法であるプラッドパッチ療法は、保険適用がなされておらず、治療法の普及が遅れている現状であり、全国的にもこの治療法を行う病院は少ない。

よって、国におかれでは、以上の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 低髄液圧症候群についてのさらなる研究の推進とプラッドパッチ療法を含めたいわゆる「むち打ち損傷」の治療法を早期に確立すること。

2 プラッドパッチ療法に対して保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月29日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣